

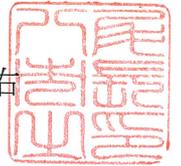


八尾市告示第360号

令和7年度八尾市防寒服クリーニング業務について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月24日

八尾市長 山本 桂 右



記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 令和7年度八尾市防寒服クリーニング業務
- (2) 業務内容 職員の防寒服クリーニング業務及びこれに付随する一切の業務（詳細は、仕様書のとおり。）
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されていること。
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令を遵守し、責任を持って本件入札に係る業務を実施できること。
- (3) 令和5年度以降に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て履行した実績を有していること。
- (4) 大阪府の区域内に本社、支社、営業所又は事業所等を有していること。
- (5) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措

置」という。)、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置(以下「入札等排除措置」という。)及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分(以下「営業停止処分」という。)を受けていないこと。

- (6) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないこと。

3 入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日の翌日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書(様式1)

イ 業務実績調書(様式2)及びこれを証明する契約書の写し

ウ 営業所一覧表(自由様式)

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。

5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日の翌日から令和7年8月7日までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部職員課

6 入札参加資格の審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかった

者に対しては、理由を付して令和7年8月15日までに電子メールにより通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日の翌日から令和7年8月7日午後4時30分まで

イ 問合せ先 八尾市総務部職員課

電子メールアドレス syokuin@city.yao.osaka.jp

電話連絡先 072-924-3815（直通）

ウ 電話連絡時間 午前9時から午後4時30分まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く日に限る。）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して令和7年8月15日正午以降に電子メールにより通知する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部職員課

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年8月21日（木）午後4時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

12 入札の中止

入札心得に定めるとおり。

13 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は入札心得における無効の入札に該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当す

る金額を徴収するものとする。

16 その他

- (1) 入札の参加人数は、1事業者1人とする。
- (2) 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。
- (3) 入札回数は、3回打切りとする。

17 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部職員課

電話 072-924-3815 (直通)

ファックス 072-924-6258

電子メールアドレス syokuin@city.yao.osaka.jp

